

訂正



(配布日：12月17日)

〔「1 事業概要－(4) 使用料－ア」に記載の二条駅まちかど駐輪場
の概算使用料の金額に誤りがありました。
(誤) 約190万円／年 (正) 約510万円／年〕

<報道発表資料>

令和7年12月11日
京都市建設局自転車政策推進室

まちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者の募集

京都市ではこれまで、駐輪需要の高い地域について道路等の公有地を活用し、民間活力による自転車等駐車場（以下「まちかど駐輪場」という。）の整備に取り組んでまいりました。

この度、平成23年に供用を開始した二条駅まちかど駐輪場、七条駅まちかど駐輪場及び東福寺駅まちかど駐輪場が、令和7年度末をもって事業期間が満了することから、各まちかど駐輪場について整備及び管理運営を行う事業者を募集します。

1 事業概要

(1) 運営期間

令和8年4月1日から令和23年3月31日まで（15年間）

(2) 対象駐輪場（別紙「箇所図」参照）

ア 二条駅まちかど駐輪場（京都市中京区西ノ京梅尾町ほか）

イ 七条駅まちかど駐輪場（京都市東山区一橋宮ノ内ほか）

ウ 東福寺駅まちかど駐輪場（京都市東山区本町）

※ 駐輪場ごとに事業者を募集します。

(3) 駐輪場の基本的条件

事業者には、道路等の公有地の一部を活用し、自らの出資・責任により駐輪場の整備及び管理運営を行っていただきます。各駐輪場の整備及び管理運営に係る主な条件は以下のとおりとします。

ア 不特定多数の者が24時間利用可能な駐輪場とすること。

イ 幅広タイヤや子乗せ付自転車などの多様な自転車に対応可能なラックを設置すること。

ウ 設置する駐輪器具等は、市街地景観条例及び同規則並びに眺望景観創生条例を踏まえ、周囲の景観と調和の取れた、周辺景観にふさわしいものとすること。

エ バーコード決済やICカード決済などのキャッシュレス決済に対応すること。

オ 施設の設置、運営期間中の維持修繕及び管理運営に係る一切の経費を負担すること

と。
力 利用者からの利用料金は事業者の収入とすること。

(4) 使用料

道路等の公有地の一部の占用に当たり、年度ごとに使用料を納入いただきます。

なお、各駐輪場の令和8年度の概算使用料は以下のとおりになります。

- ア 二条駅まちかど駐輪場 約190万円／年 約510万円／年
- イ 七条駅まちかど駐輪場 約280万円／年
- ウ 東福寺駅まちかど駐輪場 約 45万円／年

(5) 事業者の決定方法

駐輪場ごとに公募型プロポーザル方式により選定します。

詳細な選考基準については、京都市情報館（京都市ホームページ）に募集開始以降に掲載する募集要項等を御確認ください。

- ア 二条駅まちかど駐輪場（募集要項等）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000348272.html>
- イ 七条駅まちかど駐輪場（募集要項等）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000348296.html>
- ウ 東福寺駅まちかど駐輪場（募集要項等）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000348295.html>

2 スケジュール（予定）

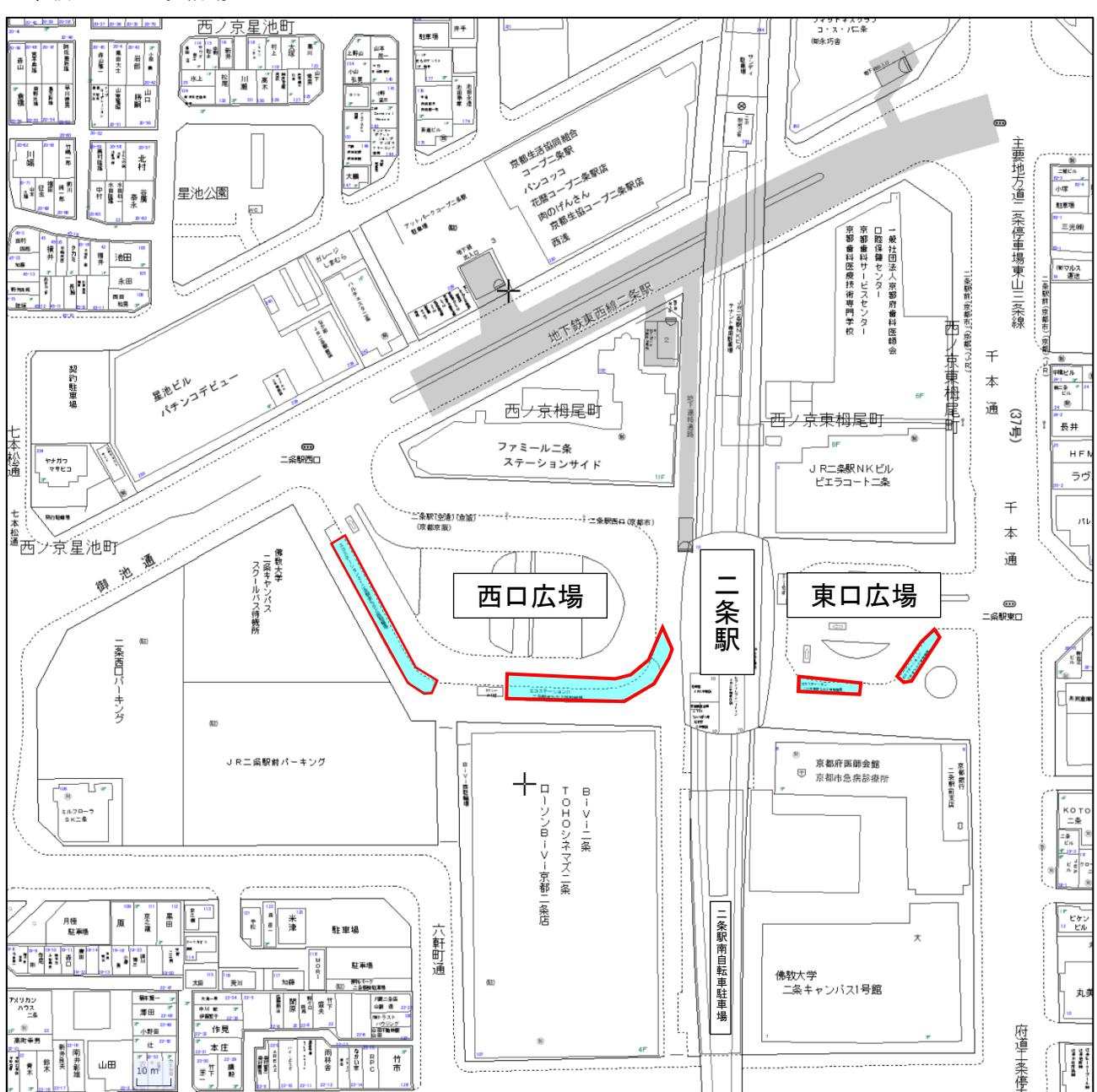
| | |
|---------------|---------------|
| 募集（応募書類の受付）開始 | 令和7年12月12日（金） |
| 募集（応募書類の受付）締切 | 令和8年 1月19日（月） |
| プレゼンテーション | 令和8年 1月下旬 |
| 結果通知 | 令和8年 2月上旬 |
| 整備工事着手 | 令和8年 4月以降 |

問合せ先：京都市建設局自転車政策推進室（和田・水谷）
TEL：075-222-3565
メール：jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

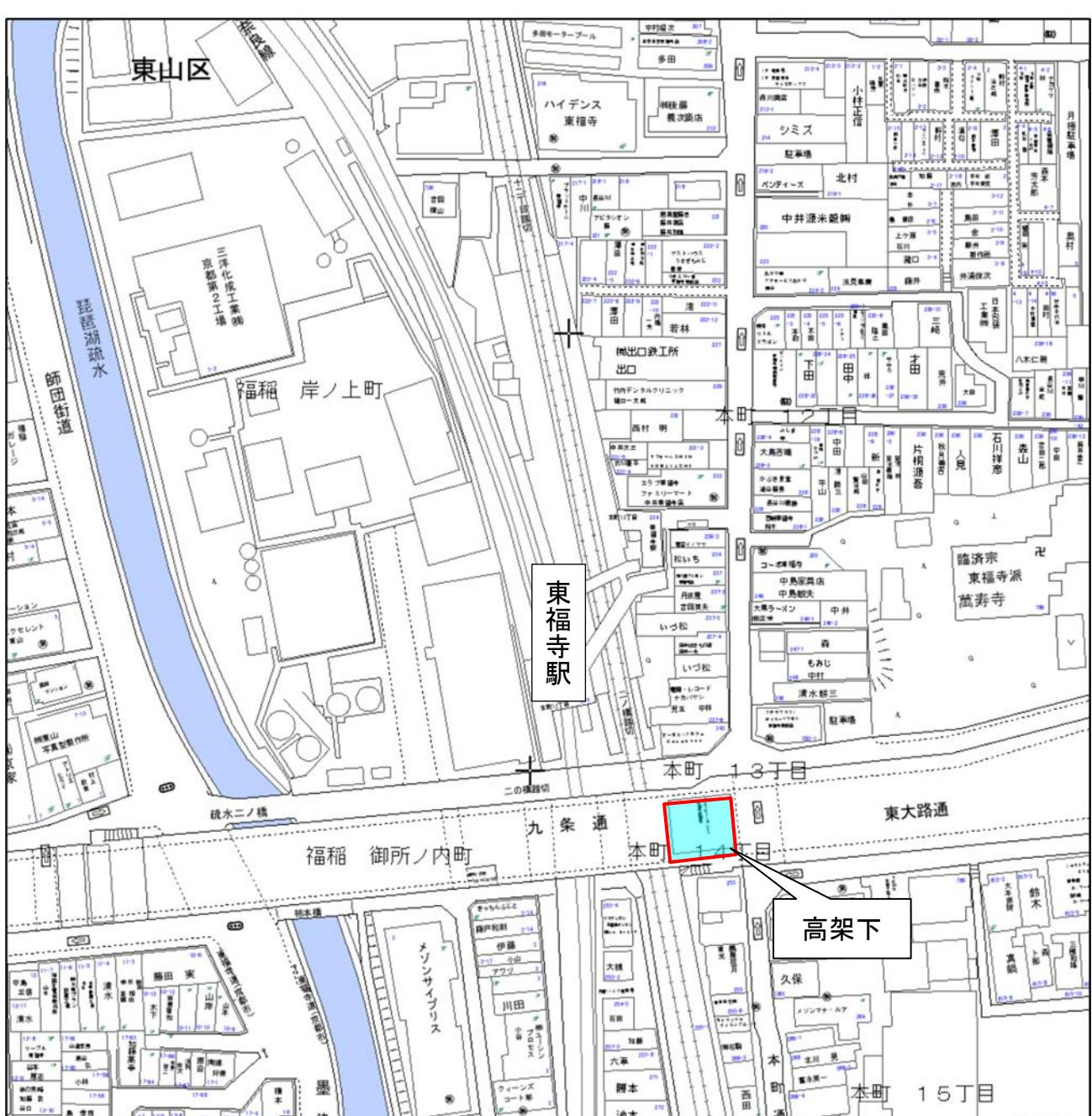
別紙

箇所圖

一条駅まちかど駐輪場



東福寺駅まちかど駐輪場





七条駅まちかど駐輪場

